

墨田区消費者ニュース

平成27年5月発行 第102号

みらいあいの活力

すみだ

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉係
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL03-5608-6184

「プリペイトカード買ってきて」 「プリペイトカード番号を教えろ」は詐欺!

「アダルトサイトのワンクリック請求」や「身に覚えのない有料サイトの料金請求」などの不当な支払いのために、詐欺業者が「プリペイトカードを購入し、カードに書いてある番号を教えろ」と指示するトラブル（裏面相談事例）が増えています。少しでもおかしいと思ったら、まずご相談ください。

5月末まで「フリカ詐欺撲滅強化期間」（国民生活センター/一般社団法人日本貸金決済業協会）
詳しくは http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/preca-sagi.html



5月は「消費者月間」

平成27年度では、「みんなで作ろう！消費者が主役の社会！！」を統一テーマとし、消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成に向けた取組の促進を図ってまいります。

統一テーマの「みんな」とは、消費者、消費者団体のみならず、事業者、事業者団体等を含めた社会経済の全ての主体を意味します。

消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発等の事業を集中的に行っています。

みんなで作ろう！
消費者が主役の社会!!

消費者も、企業も、行政も、
安全、安心、豊かなくらしにつながる情報の
受け手 であって、送り手 です。



消費者庁
5月は
消費者月間
です

詳しくは右記のQRコードを読み込んでいただくか、URLを御覧ください。
<http://www.caa.go.jp/region/education/2015gekkkan/index.html>



詳しくは <http://www.caa.go.jp/region/education/2015gekkkan/index.html>



消費者センター相談窓口から

インターネット専用の プリペイドカードを悪用した 新しい請求手口にご用心 !!

[相談事例]

スマートフォンに知らない調査会社から「情報サイトの登録料が未納。至急連絡するように」とメールが来た。

心当りは無かったが、気になって事業者に電話すると「本日中に入金しない場合は法的措置を取る。コンビニで10万円分のインターネット専用のプリペイドカードを購入して、発行番号を連絡するように。」と言われた。

すぐにコンビニに行き、指示されたとおりに2万円分のプリペイドカードを5枚購入し、カードに記載してある番号を事業者に伝えた。購入時のレシートや、カード自体は手元に残っているが、騙されたようで心配だ。

[アドバイス]

事例は、インターネット専用プリペイドカードを悪用した、架空請求の新しい手口です。

- ・心当たりのない請求が来た場合には、慌てて事業者に連絡してはいけません。
- ・相談者がプリペイドカードの残金を確認すると既に残金は無く、架空請求の事業者に返金を求めることは困難です。

プリペイトカードに記載された番号を事業者に伝えると、インターネット上でプリペイトカード内の金額（価値）を引き出すことが可能となります。

コンビニや量販店等で販売されているインターネット専用のプリペイトカードは、利便性が高い反面、匿名性が高く、悪質な事業者に悪用された場合は被害回復が困難となります。

普段プリペイトカードを利用しない消費者にとって、プリペイトカードそのものを事業者に渡さないのが安心してしまいがちですが、事業者がプリペイトカードの購入を指示する場合、詐欺事業者である可能性が高いので、消費者センターにご相談ください。

すみだ消費者センター相談室

相談専用ダイヤル **5608-1773**

相談日・・・月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）

（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）

相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中々郷2階

東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

